

○佐賀県警察来日外国人犯罪対策室設置要綱の制定について（例規）

平成16年6月25日

佐本捜一発第261号ほか

改正 平成17年3月佐本捜一発第118号、18年3月佐本務発第272号、23年3月佐本企発第102号、28年3月佐本務発第252号

本県における来日外国人犯罪対策については、「佐賀県来日外国人犯罪対策室の設置について（平成9年6月6日付け、佐本捜一第609号他）」により、運営してきたところであるが、警察庁においては、来日外国人犯罪の情勢悪化等により組織犯罪対策部を設置するなど取締体制自体が見直されたところである。

本県での来日外国人犯罪情勢は、全国的なレベルまで悪化しているとは言い難いものの、極めて悪質な一家4人被害に係る強盗殺人事件が隣県において発生するなど、その対策には、組織全体が危機感を持って臨むべき時期にきているものと判断される。

このため、本件においても来日外国人犯罪対策の充実を図るため、別添のとおり、「佐賀県警察来日外国人犯罪対策室設置要綱」を制定し、平成16年7月1日から運用することとしたので、所属職員に周知徹底するとともに、来日外国人犯罪対策の推進に努められたい。

なお、「佐賀県来日外国人犯罪対策室の設置について（平成9年6月6日付け、佐本捜一第609号他）」は平成16年6月30日をもって廃止する。

別添

佐賀県警察来日外国人犯罪対策室設置要綱

1 設置

来日外国人犯罪に関する諸対策を一体的に推進するため、佐賀県警察本部に来日外国人犯罪対策室（以下「対策室」という。）を設置する。

2 任務

対策室の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 来日外国人犯罪対策に係る指導及び調整に関すること。
- (2) 来日外国人犯罪に係る情報の集約及び分析に関すること。
- (3) 来日外国人犯罪対策の推進状況等の集約に関すること。
- (4) 来日外国人犯罪の取締り、予防及び保護活動の推進に関すること。
- (5) 来日外国人犯罪対策に関する警察庁、管区警察局、他の都道府県警察及び関係機関との連絡・調整に関すること。
- (6) その他来日外国人犯罪対策の推進に関すること。

3 組織

対策室は、室長、幕僚、副室長、班長及び班員をもって構成し、それぞれ別表に掲げる者をもって充てる。

4 運営

- (1) 室長は、必要に応じて会議を招集し、議事を主宰する。
- (2) 室長は、必要があると認めるときは、室員以外の者を招致して意見を求めることができる。
- (3) 副室長は、室長を補佐し、室長に事故があるときはその職務を代行する。

5 庶務

対策室の庶務は、刑事部組織犯罪対策課において処理する。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、対策室の運営に関して必要な事項は、室長が定める。

別表

佐賀県警察来日外国人犯罪対策室編成表

室長	刑事部長
----	------

副室長	組織犯罪対策課長
-----	----------

班 長		
警務部	広報県民課長	広
	警務課長	務
生活安全部	生活安全企画課長	企
	少年課長	企
	生活環境課長	特
	地域課長	企
刑事部	刑事企画課長	企
	捜査第一課長	企 盗 系
	捜査第二課長	企
交通部	交通企画課長	企
	交通指導課長	事
警備部	警備第一課長	外 事

